

令和6年度

奨学資金・修学資金を 貸し付けします

令和6年度の奨学資金・修学資金の貸付を受け付けています。希望される方は、それぞれのお問い合わせ先へご連絡ください。

※各資金を重複して受けることはできません。

学生向け奨学資金

■対象者

今年の4月から次の学校に進学する方または在学している方

- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校
- ・大学

※今年度貸し付けを受けている方も、1年ごとの申請が必要です。

■貸付決定

学業成績や町税納付状況などにより選定

■貸付金額

▽高等学校、高等専門学校、
専修学校(高等課程)
月額 2万円以内

▽専修学校(専門課程)、
大学
月額 3万円以内

■貸付期間

令和6年4月～
令和7年3月

■申請期限

3月15日(金)

※申請用紙は教育委員会、松前中学校及び松前高等学校にあります。

■償還方法

学校を卒業(または退学)した翌年から年2回、10年以内に償還

※高等学校、高等専門学校または専修学校(高等課程)在学時に貸し付けを受けた奨学金は、松前町内に居住することにより償還が免除となる場合があります。

■申込・問

教育委員会

学校教育課 学校教育係

☎42-3060



医療技術職向け修学資金

■対象者

町立松前病院への勤務を希望される方で、次の医療技術職の学校及び養成所に在学している方またはこれから入学する方

- ・薬剤師
- ・臨床工学技士
- ・診療放射線技師
- ・看護師 など

■貸付金額

月額 8～20万円

■貸付期間

学校及び養成所に在学する期間

■返還免除

免許取得後、直ちに町立松前病院で医療業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

■申込・問

町立松前病院

☎42-2515

医療従事者向け修学資金

■対象者

町の職員または町内の医療機関への勤務を希望される方で、次の医療従事者を養成する学校などに在学している方またはこれから入学する方

- ・医師
- ・歯科医師
- ・薬剤師
- ・保健師
- ・看護師 など

■貸付金額

月額 8～18万円

■貸付期間

学校及び養成所に在学する期間

■返還免除

免許取得後、速やかに町内で医療業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

■申込・問

保健福祉課 健康推進係

☎42-2650